

中國明代の僧官について

問 野 潜 龍

一

中國に於て僧侶が正式にその身分を國家より承認される爲には、度牒の給付が必要であるが、宋代すでに空名度牒の發賣がさかんに見られ、佛教界への悪影響は甚しいものであつた。これに對し、明朝を建てた太祖は、かつて自ら寺門に身を置き、その社會を十分に知悉して後天下を掌握したから、先ず今までの錢にて發賣する度牒を廢し、必らず經典に精通する者を考試して後に度牒を給することにした。

しかしてこれらの僧侶を統制し、天下の寺院を管理するものが、僧録司であり、僧官である。凡そ僧官の設置は六朝の昔から行われたが、宋代以後になつて、佛教の立場は愈々國家權力の下に統率され、屢々帝王の尊崇を

受けることはあつても、自由なる教義の發展、或は獨自の教團意識の主張は見られなくなつた。その佛教界を國家權力の網の中に包括する仕事が僧録司の任務である。しかし明代に於て、初期の度牒發給のあり方がやがて賣牒という事實にかわつてゆくことに應ずるが如く、また僧官も中期以後納粟によつて授職銓補されるようになり、明初設置の意義がかなり變容されてしまつたのである。

ここでは、明代の僧官が設置されて如何なる任務をもち、それがどのように變つていつたかということ、更にその任用について考試より賣官に至るまでの經緯を簡單にたどつてみたい。ただ宋代以後、僧と道はその上司の所管を同じくし、常に相並んで論ぜられているので、以下屢々必要に應じて、僧道を共に論ずることもあるが、

その點御寛容を乞いたいと思ふ。

二

明代の僧道衙門については、明實錄、明史、明會典、或は、釋氏稽古略續集等に敘述があり、既に野上博士をはじめ、二三の先考による論文もある³⁾ので、ここでは一應その概要を述べることにする。

明初、洪武元年まず佛道統制機關として設けられた善世院・玄教院は、同四年、十四年の改革をへて、同十五年に至つて僧錄司・道錄司の制度に變革され、ここに一應組織が整つた。即ち在京の制度をみると、僧錄司に善世（左右二名、正六品）、闡教（左右二名、從六品）、講經（左右二名、正八品）、覺義（左右二名、從八品）の諸官があり、道錄司には正一、演法、至靈、玄義の各官がこれに對應する如く設置されている。これはすべて僧道を同等に扱うという方針がとられているわけであり、僧錄司と道錄司の諸官は、その品秩は同じであるが、⁴⁾朝會に際しての班序は僧錄司が優位に立つたようである。また地方に於ける衙門としては、僧官には府に僧綱司を設け、都綱（一名、從九品）、副都綱（一名、未入流）を置き、州に僧正司（僧正一名、未入流）、縣に僧

會司（僧會一名、未入流）を設置し、道官には府に道紀司あり、都紀（一名、從九品）、副都紀（一名、未入流）を置き、州に道正司（道正一名）、縣に道會司（道會一名）を置いた。そしてこれら僧官における任務は、釋氏稽古略續集卷二、或は明實錄（洪武十五年四月辛巳の條）によると、第一に天下の府州縣寺觀僧道の名數を調査し、その名簿を具うることにあり、某僧某姓名年某甲某布政司、某府某州某縣籍、某年於某寺觀出家受業某師、先爲行童幾載、至某年某施主披剃簪戴、某年給度開報などと詳細なりストをつくり、又寺觀に就ても、何朝何僧に始まり、何人の施捨によつて建立された等とその來由を記入している。第二は寺觀住持に缺員があれば、本處の僧道衙門より戒行老成にして、經典に誦通する者を擧保し、本管の衙門に申送し、僧道錄司に轉申して考試の上、式に申る者は禮部に具申して奏聞し、任用を決定する。第三に各州縣において未だ度牒のない僧道は、本管の僧道衙門に於て具名して僧綱司道紀司に申解し、更に僧道錄司に轉申して考試し、能く經典に通ずる者を禮部に具申すれば、奏聞の上度牒を出給する。第四に天下の僧道を檢束して戒律を恪守し教法を闡揚せしめ、もし清規に違犯し、戒律を守らない者があればとりしらべて處置することが

出来るのである。

このような事項を具體的にみると、第一に擧げた僧道の名簿の作成の一例は、洪武二十五年十二月に周知冊として實施されていることである。すなわち實録によると、「時に京師百福寺に囚徒逋卒が往々隠れて名を易え僧となり、その眞偽を驗する方法がない。是に於て僧録司に命じて周知冊を造り、その年甲姓名字行、及び僧となつた年月、並びに所給の度牒の字號等を列記して、天下の僧寺に頒給し、遊方行脚する者は、この冊と驗せしめる。若し不同の者があれば、役所に引渡して都に送らしめ、重罪に處せしむ」とある。又寺觀の住持缺員の例としては、釋氏稽古略續集卷二に、

洪武二十一年四月二十六日、僧録司左善世弘道等、於奉天門欽奉聖旨、靈谷天界能仁鷄鳴等寺、係京利大寺、今後缺大住持、務要叢林中選舉有德行僧人、考試各通本教、方許著他住持、毋得濫舉、欽此。

とあり、特に靈谷、天界、能仁、鷄鳴等の諸大寺の住持は叢林より德行の僧人を選擧すべきことを規定している。これらの任務を持つ僧官のうちでも、僧録司は中央にあつて天下の僧官僧侶を取締る立場にある故、洪武十五年十二月に定められた僧侶の服色についても、一般に

禪僧が茶褐常服、素條玉色袈裟、講僧が玉色常服、深紅條淺紅袈裟、教僧が皂常服、黑條淺紅袈裟と規定され、普通の僧官も同じではあるが、僧録司の官の袈裟は、緣紋及び環を皆、金で飾ることになつていた。⁽⁶⁾

そこで、これらの僧官を選ぶに當つて、先ず要求されることは、經典によく精通し、戒行端潔な者であつた。かかる條件に合した者として、たとえば釋氏稽古略續集卷二には洪武二十七年、僧録司に命じて、十三布政司に行し、僧を選び官に補つており、その時に居頂、道成、淨戒等が召されて除授されている。この經典に精通することはいわば、僧侶たる第一の條件であつて、明初、試験によつてその良否を判定し、之にパスした者のみ、度牒を給付したのである。⁽⁶⁾次に寺觀の住持、或は僧官たる者には、さらに戒行老成・端潔なることが要請され、これらを兼ねる者にして、はじめ僧官としての資格が認められるわけであり、しかもこれらの僧官が宋制に従い、いづれも俸給を支給されず、あくまでも名譽職的な立場から天下の僧侶を統制したのである。

三

しかるに、洪武二十五年十一月に中外交文武百官の品秩

俸祿を改正するに當り、今まで不支給の僧官にも俸祿を給することになった。すなわち正六品の僧録司左右善世、道録司の左右正一などには、祿米月十石、從六品の左右闡教、左右演法には月に米八石、正八品の左右講經、左右至靈には、月に米六石五斗、從八品の左右覺義、左右玄義には、月米六石、また在外の僧綱司の都綱、道紀司の都紀など從九品の官には月に米五石を給し、ただ副都綱、副都紀、州縣の僧正僧會等、未入流の官のみは從前の通り祿を給さないということになった。^(?)この改革の意義は、今までの僧道官がただの名譽職的な立場にあつたことから、ここに愈々實官としての意味をもつようになつたことであり、また洪武十五年の僧道録司開設以後、釋氏稽古略續集等をみると、その更迭の激しかつた事實が、漸くこれで安定化してきたものと言えるのである。

爾來、これらの僧道衙門は、邊境の州縣、軍衛にまで設置されるようになり、實錄によると成祖の頃だけで永樂四年九月には四川の烏撒軍民府に僧綱司が置かれ、五年三月には、四川播州宣慰司に僧綱司、陝西甘州左衛及び莊浪衛に僧綱司、雲南府に僧綱司及び晋寧嵩明安寧昆陽の四州に僧正司が設置され、更に永樂十四年五月には、交趾府州縣に儒學及び陰陽醫學と並んで僧綱司が三府、

僧正司が十六州、僧會司が五十六縣と設けられている外、北邊に於ては、永樂十五年正月に遼東建州衛に僧綱司が設けられ、本土の僧搭兒馬班が都綱に命ぜられている。

しかして世祖の時代は、なお度牒發給の手續がこれら衙門の主要な任務であり、永樂十六年には、度僧を十年一次とし、在京の行童は本寺より具名し、在外のものは僧綱等の司より造冊給批し、俱に本司の僧録司より禮部に轉申して考試することが強調せられ、尙その定數を府四十人にすぎず、州三十人、縣二十人以下と定めている。

また永樂五年九月、直隸蘇州府嘉定縣の僧會司は、「縣にもと僧六百餘人あり、今僅かに其の半ばを存するばかりであるから、民の僧となる事を願う者に剃髮して度牒を給されよ」と上奏し、ゆるされず却下されている。^(?)かくの如く度牒發給を通じて僧道衙門は天下にその存在をみとめられていたわけであるが、かつて拙稿「明代中期の佛教對策」にのべたように、宣宗、英宗朝に至つて度牒發給希望者が年々増加し、度牒のない僞濫の者、或は實力のない僧が天下に横行するようになってくると、かなり狀勢が變つてくる。即ち正統元年十月に行在禮部尙書胡濙の上奏に従つて、洪武の例にならい、僧録司において周知冊を造り、天下の寺觀に頒布した。これが僧道

檢束の手段としては強硬策であつたが、しかし度牒希望者の増大或は僧道の横行に對しては、もはやその効果をあまり期待できず、僧道衙門が各府州縣の僧道を統轄し、戒律を恪守せしめる程の實力は漸次弱化したつたと考えられる。

正統十四年七月、英宗が自ら土木に親征して也先に捕えられた。かわつて即位した景帝は、その善後措置に多額の國費を必要とし、更に各地軍隊の糧料、或は饑饉賑濟等、緊急の事態に應ずる爲にあらゆる財源を求めて苦慮した中の一つに、明初の宗法を破つて度牒を有償にて發給する方策がとられることになつた。それが景泰二年七月、刑部左侍郎羅綺の奏に從つて行われた賣牒である。これは四川の民が甚だ疲れている故、四川から貴州に運ぶ軍餉二十萬石の内、ただ十萬のみ運び、後の十萬の補充は別に區處されんことを乞ひ、それには各司典吏で播州ならば七十石、貴州へは三十石を運べば吏部より冠帶を授け、終身文臣の榮譽を與えるというのであるが、その中に僧道にて貴州に米五石を納めば度牒を給與するというのである。ここにいう納米による度牒給與はこれが初めてであるが、しかし土木の變後、邊境防備に狂奔する明朝が、軍民人に米豆、或は穀草、或は鞍馬を出さしめ

て官を助けさせ、その者に冠帶を授けてその身に榮譽を與えようという方策をとり出したのは、景泰初年にすで見られることである。またその條件として、官舎軍餘にして運米六百石をもつて大同に赴けば百戸に當てられて子孫世襲せしめ、或は軍人なれば納粟をもつて位一級を陞せる方法も考えられた。其他實錄の景泰二年十一月に、「近例軍民能自備糧米、輸軍餉、濟民飢者、俱給冠帶……」とあることからみても、軍餉以外に饑饉賑濟の爲に納米賣爵が行われたこともわかる。

かくなる以上はやがて僧道衙門にもこれが何らかの影嚮を及ぼさぬはずはない。すなわちその後間もなく、僧官の納粟賣官が遂に行われるようになった。それは實錄の景泰五年三月辛巳の條に見えるが、「山東兗州府の僧覺興が奏して本府僧綱司の都綱賢明が病故して缺員になつたので、私は米七百石を用意して本處の官倉に上納するから、どうか私を原缺に補填されたしと乞ひ、戸部の議に山東は連年災傷がつづき、又兼ねて港灣をなおし河を修めるための費用が浩大である爲、これを常例となさずに出米して原職を給授させる」としてこの任命を許している。この事實は戸部の議に常例となさずとは言つていゝが、ともかく初めての賣官とみることが出来るものである。

る。もつとも景泰年間には、これ以外に、はつきりした賣官の具體例を見出し得ないが、僧録司をはじめ僧道衙門が眞に戒行老成の者でなく、納粟等によつて希望者を僧官に任命するようになっては明初の如き實力もなくなり、かえつて内部的に墮落しつつあつたことは否定出来ない。史實に徴してもまた僧官の不正汚職がこの頃になつてかなり多く發見され、屢々彈劾されている。先づ英宗捕虜の直後今まで宮廷に威力を振つていた王振と疏通していた者として、劾せられた僧録司左覺義輿然は別としても、景泰五年七月に發覺した僧録司右善世南浦等の納賄度僧の罪がある。すなわち當時天下の僧童數萬が京に赴き度牒發給を請うに對し、闡教清讓等はくわしく査勘せず、くじ引きによつて數を定め、銀萬餘兩を逼取した事件であり、時に南浦等またその銀を分受して事件をもみ消そうとしたわけである。或は天順元年二月には、僧録司右闡教道堅が隆福寺に住持し府庫の財を費やすの罪を以て遼東鐵嶺衛軍に充てられて¹¹⁾いる。これらの不正は少くとも今までは、あまり大きく表面に現れて來なかつたものであるが、この時代に至つて取締るものが自ら不正にて劾せられることが次々と出てきたのである。さらに僧官の不正ではないが、僧官の缺員補充に有力者が

自分の縁故者を推薦せんとした例もある。すなわち、先に擧げた南浦等の事件後の措置として、間もなく僧大海が左善世となり僧録司を掌つたが、實錄によると事件の五日後の記事に、

豐城侯李勇、以僧録司缺官奏、臣叔惠果、出家大興隆寺、戒行精延、乞授職住持、詔譴責之。禮部奏、勇雖授侯爵、年幼無知、此特惠果、教使妄奏、當擒送法司治罪、從之。

とあり、これでは一應譴責されてその目的を達していないが、公正な任用が益々心細い状態になりつつあることがわかるであろう。

従つて僧録司が天下の僧侶を検束するなどは到底出來なくなつてゐる。その所在の京師における僧侶でさえすでに手にあまる有様である。實錄の景泰二年七月丙午の條に、

慶府件讀王琰言、僧道遊方已有定制、今有假以遊方爲由、或縱欲爲非、或回避罪責、或肆爲偷盜、或邪言亂衆。宜在京令五城兵馬、在外巡按監察御史、體訪止許於出家寺觀內居住、如違治罪、從之。

と見えるが、王琰の言うように、僧道の遊方については、すでに洪武より周知冊が規定せられ、これをもつて

よく取締ることが僧道衙門の任務でもあるのに對し、その使命を十分果し得ない無力の僧道衙門であるから、宜しく京師は五城兵馬司にて、在外は巡按監察御史にて取締ることを進言したのである。かかる方針が打ち出されたのに驚いた僧録司は、十月に上奏して、「京城の諸寺は皆勅を奉じて住持あり、しかるに今御史給事中達が往來巡視し、齋會に赴いて不在者を問いたたすので、人々は皆驚怖不安になつてゐる。僧録司の方では、諸寺に約束せしめて、軍囚奸細の人を匿すことのないように注意するから、それらの巡視をやめて頂きたい」と言うのである。この時には一應京師の巡視をとりやめ、また同三年閏九月の戸部尙書金濂の上奏に、やはり五城兵馬司にて挨拶せしめられんことを乞うている時にも「僧道勿究」と抑えられてはいるが、この事は明らかに僧録司の面目を失つた事柄であり、もはや無力を露呈したことに外ならない。

四

英宗の後に即位した憲宗は、趙翼の二十二史劄記卷三十四に云う如く、甚だ方技を好み、道士李孜省、僧繼曉をはじめ、多數の僧道を優待し、中官の傳奉、一傳百餘

人に及ぶという時代である。したがつて傳奉の結果、僧官として僧録司に入つた者は多々あり、谷光隆氏はその論考の内、實錄の成化二十三年十月丁卯朔の條を引いて、僧録司禪師兼左善世等官を一二〇人と擧げておられる。⁽¹²⁾これは成化末年における僧録司の僧官であつて、實錄によれば又成化二十一年には僧官善世以下九十八人といわれてゐる。⁽¹³⁾しかしこれらは概ね中央僧録司における僧官であり、地方の僧官に對してはその發生に對する財政の見地から見れば、國家財政に對する帝室財政にあたること、同氏の論考によつて知られるだろう。そこで傳奉官については暫くおいて、國家財政と密接な關係をもつ地方僧官について考えてみることにする。

そのことは勿論、度牒と深い關係をもつてゐるのである。かつて景泰年間に二、三の賣牒、或は山東における賣官をみて以來、天順にはその事例を見出し得なかつたが、成化に至るや中央における傳奉官と相應するが如く、各地に賣牒賣官が行われるようになった。すなわち賣牒については、實錄の成化二年三月癸丑に、

命禮部、給度牒、鬻僧、以賑濟饑民、巡撫淮安都御史林聰處一萬、每名納米一十石、南京禮部五千、每名納米十五石、其各處僧、見在京師者、每名納銀五兩、從

監察御史焦顯、給事中侯祥、南京守備官議請也。

とあり、この頃、巡撫淮揚等處右僉都御史吳琛の賑濟についでの上奏⁽¹⁾や、或は南京に於て賑濟の必要を論じた上奏が出されている點から、この淮安南京等にて米を集めるための非常手段として實施されたと解される。さればこそ淮安にては十石、南京禮部にては十五石の現物を以て度牒を賣出し、京師にては每名銀五兩と規定したのである。

また賣官も間もなく行なわれたが、ただ特に注意すべきは、このような新しい方策を實施する場合、中央からの命令によつて全國一齊に舉行されたものでなく、必要やむを得ざる場合、また地方に行つた事例が、やがて他地域にても採用され、ついに全国各地に擴大していつたものである。その最初の事例は、陝西において納米の例を定擬した中に見出される。實錄の成化四年八月壬子に、陝西山西河南の陰陽醫學僧道衙門に於て缺官ある場合、陰陽醫生及び本處の寺觀の僧道の内、其の術業頗る通ずる者を審べ、納米一百石にてただちに吏部に送り、査照して入選し、禮部或は欽天監等の衙門での考試を免ずるといふのであり、その目的は糧儲を積んで軍に給する爲のものであつた。ついで六年正月丙戌には、巡撫陝

西左副都御史馬文升の言として榆林、寧夏、花馬池の諸營の料が俱に不足しているので、陝西山西河南三布政司の陰陽醫學僧道司官は、豆一百石を納めると、吏部に送り選に入れば缺員に撥用するという方法が許可されている。しかして先の四年の令では同じ地方の僧官に米一百石とあるが、今度は豆一百石が認められたのである。

更に成化八年正月甲寅になると、兩浙における納米が規定された。すなわち

定兩浙納米充預備倉糧事例、一民間子弟、有願充知印者、納米二百石、承差一百五十石、舉保僧道、及陰陽醫官、納米二百石、送部免其考試。一軍民大戸、有願納穀五百石、請勅旌爲義民、三百石者立石免其雜泛差役、從左布政使劉福奏請也。

とあり、納米二百石で禮部に送り考試することを免ずるといふ。そしてこの場合は賑濟に對する預備倉糧である。又陝西山西等の地方にくらべて納米量が相違するのは、やはり陝西方面が穀量、輸送等に就いて不利であつたことによる。なお、この兩浙の規定は、さらに成化十一年八月庚辰の「申定浙江備荒納米事例」として施行され、僧道陰陽醫官の舉保を願う者は、納米二百石にて吏部に送り任用されることになつた。

このような僧道官の納米事例により、僧官希望者が激増しつつあつたことは、傳奉による僧官の任命とかねて、その缺員の補充にとどまらず、國初以來の定員をはるかに突破してしまつた。たとへば、成化十二年二月戊戌における禮科都給事中張謙等の上言に、南京の災異に關連して言う中に、「僧道司の官は定額八員であるが、僧官は今ほとんど四倍、道官は今ほとんど三倍になつてい(16)る」と報じて、その弊害を詳述している。しかしその弊害を論じ、これを止めんとしても、一度緒に着いたこの便法は今更止まるべくもなく、年々各地に實施されてゆく。成化十三年四月乙丑には、巡撫河南右副都御史張瑄が河南の水災に對する救荒の一つに、陰陽醫生僧道の納米を以て考試を免ぜられんことを上奏し、戸部の議をへて許されており、成化十四年八月庚子には、戸部尙書楊鼎等が救災の事宜を奏上するなかに、順天府北直隸山東の陰陽醫學僧道官の缺には、俱に納米二百石をもつてただちに入選を許し、所司に送つて考試することは免ぜしめることを述べ、上の裁可をうけている。さらに實錄の成化十五年閏十月乙卯の條には、

戸部議奏、巡撫湖廣左副都御史劉敷等、所言積糧事宜、(中略)一、原撥官軍折俸准鹽二十三萬引、變賣支用、

陰陽醫生、僧道吏典、照例納粟、免考入選、軍民舍餘、許其冠帶、立石旌異。其見任陰陽醫學僧道官、有衰老不才者、照例革罷、別舉可用之人、如例納粟、(中略)從之。

という記事があるが、ここに至ると、ただ僧道官を納粟によつて免考入選せしむるばかりでなく、現任の僧道官であつても衰老不才なる者があれば、これを革罷せしめ、別に用うるに足る人をあげて納粟充當するというのである。これでは一旦僧道官についても、衰老不才を理由に革罷される恐れは多々あるわけであり、又、かくの如く屢々交代させ、その回轉を早くすることによつて米豆をより多く積み集めることが出来るのである。かくなつては、もはや積糧という目的の爲には手段を選ばずという状態と言つてもよい。逆に僧道官の權威は失墜し本來の意義を失つていると言へるであらう。

以上に挙げてきた諸例をみると、僧官の納粟授職は先ず陝西、山西、河南に始まり、次いで兩浙、順天、北直隸、山東、湖廣に施行されたことになる。またその石高は、陝西、山西、河南で米百石を納める外、いずれも二百石を規定している。ところが次の成化十六年春正月に至ると、愈々僧官の納粟が全國的なものとなり、國用

の一端を荷う所にまでなつてきた。すなわち、正月庚戌の戸部の奏に、

近年天下連遭水旱、公私匱乏、兼以年例國用邊儲與夫

調撥軍馬供給、悉皆取辦於民、用度日增、財力日屈。

今太倉見貯銀、不及三十萬兩、盡此未足以供邊儲一年

之用、矧又因災免賦甚多、恐誤國計、謹條上應行事宜、

(中略) 一、措糧儲以備救荒、在外各府州縣陰陽僧道

醫官例、於額設陰陽僧道醫生內保任、各都布按三司承

差知印例、於農民內選充、近來率多富家子弟、請託充

補、本部先因賑濟缺用累奏納米充補、頗爲得濟、事完

例止、自後如陰陽僧道醫官有缺、宜令於缺米處、納米

二百二十石、或銀一百兩、承差知印、納米一百八十石、

或銀八十兩、其銀官爲糴穀備用、以其人起送吏部、免

考入選、及在被以次參充。(中略) 准議行。

と言うが、年々の國用邊儲不足に對し、その救荒備糧として天下の各府州縣における僧道官の缺員があれば、米の不足の處に米二百二十石、或は銀一百兩を納めさせて免考入選するわけである。これによつて納粟賣官が遂に全國に施行せられることになり、今までの米二百石が、新たに二百二十石に規定されると共に銀一百兩にても許容されるという米銀の二本立が採用されることになつ

た。

五

以上において納粟授職の例を簡單にたどつてみたが、既にのべた如く、明代に於ては種々の施策が一律に施行せられるよりも、或る地方にまず試みに行われた法が、やがて擴大されて各地に傳播した例が少なくない。この賣官もその一例になるものであるが、成化に至つて盛んに實施されてきた僧官の納粟は、他面度牒の發賣とも密接な關係をもつている。成化以前の度牒發賣については、曾つて考察をしたことがあるが、成化時代についてはまた別の機會に考究したい。更にここに擧げた納粟僧官は地方の各府州縣にある僧綱司、僧正司、僧會司等の僧官が主であり、中央にある僧錄司に就いては、成化に於ては殆んど傳奉によつて授官されていたものであるから、自から様相をことにする。しかも、傳奉の諸官は憲宗歿後淘汰されており、また明代の社會的經濟的な把握の上からみれば、地方の僧官の方がより興味をそそるものでもある。何故ならば次々と新しい地方の僧綱司、僧會司が増設されて、一面で僧官希望者の要求に應じる態勢も行われており、更に成化以後の事情に就ても、種々と考

究を進めるべきものが存するからである。しかし、今はその多くを割愛して、成化時代までの僧官について、二三を敘述した次第である。

註

- (1) 實錄、洪武五年十二月及び洪武六年十二月參照。
 (2) 高雄義堅氏「宋代に於ける僧官の研究」(支那佛教史學第四卷第四號)。

- (3) 野上俊靜博士「明初の僧道衙門」(大谷學報第二十七卷第一號)。

龍池清氏「明代の僧官」(支那佛教史學第四卷第三號)。
 清水泰次氏「明代佛道統制考」(東洋史會紀要二)。

右の外に清水泰次氏の「明代における佛道の取締」(史學雜誌第四十編第三號)も參考になるが、明初の僧道衙門については野上博士の論考より多くの教示をうけた。

- (4) 明史卷七十四及び明會典卷二百二十六、實錄洪武十五年五月甲子の條等をみると、神樂觀の提點・知觀についての項に、「凡遇朝會提點(正六品)列於僧錄司左善世之下道錄司左正一之上」とあり、朝會に於ては左善世・提點・左正一の順になつた。

- (5) 實錄、洪武十五年十二月乙酉の條に示されているが、明會典卷六十一には洪武十四年令として次のように擧げている。

僧道服色、禪僧茶褐常服、青縑玉色袈裟、誦僧玉色常服、綠縑淺紅袈裟、教僧皂常服、黑縑淺紅袈裟、僧官皆如之。

……惟僧錄司官袈裟、道錄司官法服朝服、皆綠紋飾以金。

- ⑥ 拙稿「明代中期の佛教對策」(大谷史學第四號)參照。

- ⑦ 實錄、洪武二十五年十一月庚子の條。

- ⑧ 實錄、永樂五年九月庚午の條。

- ⑨ 實錄、景泰元年正月壬寅に次の如くある。

命舍人軍民、自輸米豆二百五十石、或穀草二千束、或秋青草三千束、或鞍馬十四、於大同宣府助官者、悉賜冠帶、以榮其身。

- ⑩ 實錄、景泰二年四月己卯の條。

- ⑪ 實錄、天順元年九月乙丑の條によれば、道堅の罪は許され、都に召還されて原職に復している。

- ⑫ 谷光隆氏「成化時代の傳奉官について」(史林第三十八卷第三號)參照。なお同氏には「成化時代における司禮監の地位」(東洋史研究第十三卷第三號)という論文があり、前稿と關係して參考になつた。

- ⑬ 實錄、成化二十一年春正月己丑の條。

- ⑭ 實錄、成化元年冬十月壬午の條。

- ⑮ 谷氏前記論文には、僧道錄司の僧官が定數に對して十數倍と概算されている。これはおそらく成化末年の頃を指すものであるが、成化十二年頃ならば四五倍位と考えてよからう。